

活動報告

スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト」報告

Report on the Japan Sports Agency commissioned project 「Para Sports Project promotion」

兒玉 友 安藤 佳代子 三井 利仁 藤田 紀昭 荒木 雅信

Yu KODAMA, Kayoko ANDO, Toshihito MITSUI, Motoaki FUJITA, Masanobu ARAKI

日本福祉大学 スポーツ科学部

Faculty of Sport Sciences, Nihon Fukushi University

1. はじめに

わが国は2011年に施行した「スポーツ基本法」に基づき、今後の国のスポーツ政策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」を2012年に策定した。スポーツ基本計画は、第1期（2012年度～2016年度）の5年間に続き、第2期（2017年度～2021年度）が策定され、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて取り組んでいるところである。過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数を障害者と障害のない人と比較してみると、成人一般が、週1回以上が55.1%（スポーツ庁、2018）であるのに対し、障害者は20.8%（スポーツ庁、2017）であり、地域における障害者スポーツの普及促進が喫緊の課題といえる。

このことからスポーツ庁は、障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的として2018年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）」を実施することとした。

一方、日本福祉大学が所在する愛知県知多郡美浜町（以下「美浜町」という。）では、人口減少や少子高齢化への対応、長引く経済不況など、町を取り

巻く社会経済情勢の大きな変化に的確に対応するため、2014年度に『第5次美浜町総合計画』を策定した。この計画は、中長期的視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を進める、『ひと・まち・自然、健康に輝くまち、みはま』を町の将来像とする、新たなまちづくりの指針である。2017年7月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」としての登録が決定し、シンガポール共和国のパラリンピアンとの交流等、スポーツを通じた地域の活性化や観光振興等の推進を進めているところである。さらに、障害の有無にかかわらずすべての人がスポーツに親しむことができる町づくりを推進する『美浜町スポーツ推進計画』を2020年度に策定予定である。しかし、美浜町の障害者スポーツの推進に関する具体的な取り組みの事例はなく、現状把握も行っていない。そのため美浜町は、2018年度スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト」に応募し、採択された。日本福祉大学は、地域における障害者スポーツの推進の取り組みを先進的に行っていることから再委託先として連携することとなった。

スポーツ庁へ提出した事業計画の主な内容は、

実行委員会の開催，障害のある人もない人も誰でも参加可能なイベント開催，障害のある人のスポーツ参加支援マニュアル本（DVD）を作成するこの3つの計画に，障害のある人が身近な地域や施設でスポーツを楽しむことができる環境を整備することとした。

2. 具体的な事業内容

2-1 実行委員会の開催

事業実施にあたっては，地域における課題を把握し，その解決に向けた効果的な方策を検討するとともに，実施結果を検証した上で成果の取りまとめを行うことを目的とした実行委員会を2回開催した。

実行委員は，スポーツ庁が示す構成例を参考に，域内のスポーツ・障害福祉関係者（行政・学校・関係団体・有識者等）から構成し，それぞれの役割を明確にした上で連携・協働体制の構築を図った（図1）。

1回目は，2018年8月に美浜町役場で開催し，美浜町における障害者スポーツ振興の取り組み，本事業の目的・進め方，名古屋市における障害者スポーツ振興の取り組み等について報告があり，その後意見交換が行われた。意見交換では，美浜町の障害の

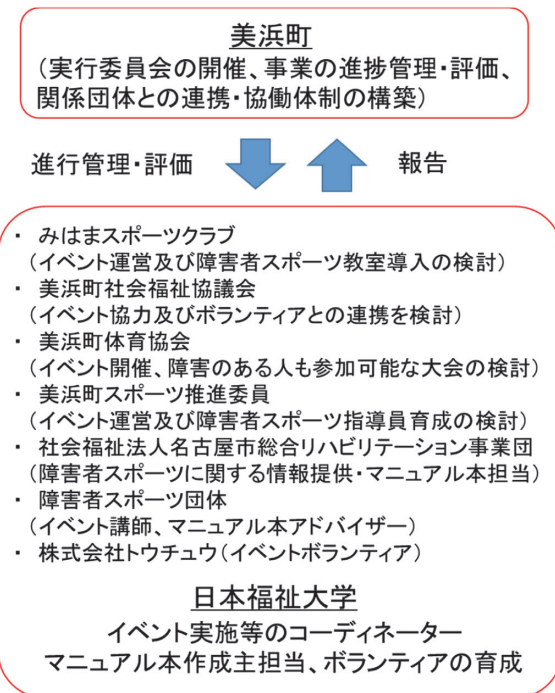


図1 事業の実施体制

種別や人数およびニーズを把握して障害者スポーツを振興することなどが挙げられた。2回目は，2019年2月に美浜町役場で開催された。実行委員会では，本事業の報告及び障害者スポーツの振興に関する課題や展望等についての確認・検討を行った。主に，イベントの継続的な開催，障害者スポーツの振興ビジョンを明確にすること，町内の学校等でのバリアフリー化の促進，障害者スポーツ大会を見る機会を増やすことなどの意見があった。

2-2 障害のある人もない人も誰でも参加可能なイベントの開催

2-2-1 パラスポーツ体験会

2018年11月3日，日本福祉大学において，障害者のみならず子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツイベント「パラスポーツ体験会」を開催した。開催日は，日本福祉大学の福祉大学祭の日に



写真1 パラスポーツ体験会の様子



写真2 パラスポーツ体験会の様子

併せて実施した。運営は、美浜町、日本福祉大学の学生、みはまスポーツクラブ、スポーツ推進委員等が連携して行った。実施にあたっては、障害のある人とない人が一緒に楽しむことができるようルール等を工夫して行った。イベント当日は、360名の参加があり、障害のある人も含む、子どもから高齢者まで多くの人にパラスポーツ等を体験していただくきっかけとなった。

2-2-2 冬季町民バドミントン大会（車いす部門の導入）の開催

2019年2月17日、美浜町及び美浜町体育協会が年に3回実施している「町民バドミントン大会」が開催され、初めて車いす部門を設けた。障害の有無にかかわらず誰もが参加できる交流大会や、障害者スポーツ大会は実施されているものの、以前から行



写真3 町民バドミントン大会の様子



写真4 町民バドミントン大会の様子

われている一般の競技別スポーツ大会に車いす部門を設けて実施する取り組みはほとんどみられない。車いす部門の設置にあたっては、日本福祉大学のバドミントン部の練習に参加している車いすの選手から、「車いす使用者が参加できるバドミントン大会が少ない」という意見があり、美浜町及び美浜町体育協会へ相談したことがきっかけとなった。

大会は、約150名の参加があり、うち障害のある選手が12名であった。本大会は、地域で活動するクラブや大学で運営されており、大会後に車いす選手らが各クラブの練習に参加するきっかけになることや障害理解にもつながると考えられる。

2-3 障害のある人への配慮を工夫したスポーツ施設利用マニュアル

スポーツ施設において、障害のある人や支援が必要な人に対し、どのように対応しサポートが必要かを分かりやすく解説した「障害のある人への配慮を工夫したスポーツ施設利用マニュアル」を作成した。主な項目は、障害の分類と概要 施設利用時の配慮とポイント 誰もが楽しめる障害者スポーツの紹介とした。本マニュアルは、スポーツ施設やスポーツクラブの指導者等の不安を解消し、障害のある人のスポーツ実施の機会を提供することに役立てられることを目的としている。また、本マニュアルはスポーツ庁及び美浜町のホームページ等でPDF形式で一般公開している。

3. まとめ

スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト」での美浜町と本学との連携及び具体的な事業内容について報告した。美浜町は障害者スポーツの推進に関する具体的な取り組み事例はなく、現状把握も行っていない状況であったが、スポーツ関係団体、福祉関係団体、大学、企業等が実行委員会を通じて、美浜町の障害者スポーツの普及・促進について共通認識をするきっかけとなった。

また、障害についての基礎知識から施設を利用する際のポイントと留意点等をまとめたマニュアル本を活用し、地域のスポーツ指導者やスポーツ推進委



員等を対象に、講習会を実施する予定である。

今後は、障害者の有無にかかわらず誰もが参加できるパラスポーツ体験会や町民スポーツ大会等を継続するとともに、スポーツを通じて互いを理解・尊重し、心のバリアフリーの推進等を図ることにより、障害者が身近な地域でスポーツを実施できる環境づくりに寄与できると考えられる。

文献

スポーツ庁 (2018) : 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」,

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1415963.htm, 2019年8月25日閲覧.

スポーツ庁 (2017) : 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」,

http://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/16/1404475.pdf, 2019年8月25日閲覧.